

10月1日から交付手数料がお得な

# 証明書自動交付機を導入します！

市民サービスの向上と市民課窓口の混雑緩和のため、住民基本台帳カードで利用できる証明書自動交付機を導入します。自動交付機では、証明書交付手数料が減額されますので、ぜひご利用ください。

なお、7月1日から、住民基本台帳カードを無料で取得できるようになっています(広報ふじ5月20日号掲載)。

## 新しい証明書自動交付機

市庁舎北側ATMコーナー西側に設置



市庁舎2階市民フロアに設置



ご利用は、**住民基本台帳カード**で！

★自動交付機を利用するには、**利用申請済みの住民基本台帳カード**が必要です。

### ◆自動交付機導入日時

10月1日(木) 8時30分から

### ◆交付機の設置場所と稼働時間

設置場所	台数	稼働日	稼働時間
市庁舎2階市民フロア	1台	開庁日	開庁時間
市庁舎北側ATMコーナー西側	1台	年中無休	24時間 ※メンテナンス時を除く。

### ◆交付できる証明書の種類と手数料

取扱証明書	自動交付機での交付手数料	窓口での交付手数料
住民票の写し	250円	300円
戸籍全部事項証明書	400円	450円
戸籍個人事項証明書	400円	450円
印鑑登録証明書	250円	300円

### ◆住民基本台帳カード

●交付は無料です

多くの市民に、証明書自動交付機を利用していただくため、住民基本台帳カードの新規交付手数料は7月1日から平成24年3月31日までの間、無料になります。ただし、紛失、焼失、破損、盗難などによる再発行の場合は、交付手数料(500円)が必要です。証明書等交付券(7月1日以前にカードを作成した人に交付)による再交付も可能です。

### ●証明書自動交付機の利用申請を！

証明書自動交付機を利用するには、住民基本台帳カードを作成後、利用申請をし、暗証番号の設定が必要です。現在、利用申請をしていない住民基本台帳カードを持っている人は、本人がカードを持参し手続をしてください。顔写真のないカードの人は、免許証やパスポートなど顔写真のある官公署発行の本人確認ができるものをあわせてお持ちください。また、希望により、印鑑登録済みの人に交付している印鑑登録証の機能を住民基本台帳カードに統合することもできます。

※印鑑登録証機能の統合を希望する人は、現在交付している印鑑登録証を必ずお持ちください。

※住民基本台帳カードの申請や利用方法など詳しくは、市民課へ。

問合わせ

市民課 お客様担当

☎(55)2747 ☎(55)6004